

試験の種類 :丙種化学特別

KHKの行う試験では、所定の条件を満たせば試験科目の一部が免除になります。
試験科目の一部免除の条件は下記のとおりです。

<免除科目>

<免除の申請に必要な証明書類（写）>

<受験科目>

保安全管理技術
＋
学識

丙種化学特別講習の講習修了証^{※1}

法令

※ 1 昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第四講習の講習修了証でも可